

新居浜市建設工事入札者心得

入札参加者は、指名通知書を必携のうえ新居浜市契約規則(昭和39年規則第32号)のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに次の条項をよく読んで入札をしてください。

- 1 入札書は、所定の様式(第1号様式)のものを使用すること。
- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成し、氏名、物件名、および入札書であることを表記して、本工事費内訳書を添付し提出すること。
- 3 書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ消滅しないもので記載すること。(鉛筆等による記載はしないこと。)
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始時に、その代理権限を証明する書面(委任状(第2号様式))を提出し、入札執行者の確認を受けること。
また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印(スタンプ印(シャチハタなど)不可)を用いること。

入札者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	印

- 6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届(第3号様式)を契約担当者に直接持参し、または郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
 - イ 入札執行中には、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 新居浜市契約規則または入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札者またはその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (7) 本工事費内訳書の添付のない入札(第1回のみ)
 - (8) 本工事費内訳書の工事価格(税抜)が入札金額と一致しない入札(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の場合)
 - (9) 本工事費内訳書の工種等の合計と工事価格(税抜)が一致しない入札(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の場合。ただし、設計図書に特別の定めがある場合を除く。)
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申し立てができないものとする。

- 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。
- 10 開札は、所定の場所および日時に入札者の立ち合いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。
- 11 いったん提出した入札書は返還、引換、変更または取り消しできないものとする。
- 12 入札者中予定価格内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- 13 入札回数は、原則2回を限度とするが、2回で落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、2回を限度として見積合わせを行うものとする。ただし、予定価格を事前公表する場合においては、入札執行回数を1回とし、予定価格を超える応札は無効とする。なお、無効の入札をした者は、この入札に係る次回以降の入札に参加できないものとする。
- 14 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、または入札日時を延期することができるものとし、この場合において入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 15 落札になるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで決定するものとする。この場合において当該入札者のうち出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 16 入札者は、入札後、新居浜市契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 17 この心得は、随意契約による見積合わせの場合にも準用する。
- 18 この心得は、本市が発注する直接工事に係る測量、調査、設計（基本設計を含む。）又は監理の業務の委託（以下「業務委託」という。）の入札及び見積合せの場合にも準用する（新居浜市業務委託最低制限価格制度試行要領の対象とならない業務委託の場合は7（7）から7（9）を除く。）。この場合、入札書及び見積書の「工事名」は、「委託業務名」とする。
- 19 この心得は、新居浜市上下水道局及び新居浜港務局が発注する建設工事及び業務委託にも準用する（入札書等の宛先は、新居浜市上下水道局発注の場合、「新居浜市長」とし、新居浜港務局発注の場合、「新居浜港務局委員会委員長」とする。）。

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

住所

商号

氏名

印

.....の入札及び見積りに関する一切の権限を

次の者に委任します。

代理人

住所

氏名

印

入札辞退届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

住所

商号又は名称

代表者



見積辞退届

件名

上記について通知を受けましたが、都合により見積りを辞退します。

令和 年 月 日

(宛先) 新居浜市副市長

住所

商号又は名称

代表者

